

指摘の概要	措置内容	措置状況
○指 摘 事 項 (3) 契約に関する事務 ② 契約監理課による契約にするべきもの ア 建設局各所属では、デジタル複合機を賃貸借し設置している。その複写機の賃借料はA社に契約している。同時にそのデジタル複合機に関する消耗品供給契約をB社と締結し、保守および消耗品等の供給をプリント枚数に応じて支払うこととしている。 B社と締結している消耗品供給契約は、平成26年度の年間経費として、30万円を超える金額を予定しているが、副市長以下専決規程の、その他の契約として、局長決裁で、特命随意契約している。 (総務部庶務課、道路部管理課、公園砂防部管理課、公園砂防部計画課、公園砂防部緑地課、公園砂防部森林整備事務所) 保守や消耗品の供給は、請負又は調達で処理できる契約であり、この場合契約監理課による契約にするべきである。なお、デジタル複合機の契約は、賃貸借と保守及び消耗品等の供給契約は必ずしも別契約としなければならないものではない。デジタル複合機の契約について、見直しをするべきである。	ア 現在の契約満了に伴い、各所属において順次、契約監理課による契約にしている。 道路部管理課分は、平成27年4月1日より、公園部管理課、公園部計画課、公園部緑地課においては、平成27年9月1日より契約監理課による機器の賃貸借を含む「デジタル複合機プリントサービス契約」を締結済。 (旧総務部庶務課分) 現防災部防災課分は、平成29年5月末をもって契約終了となり、以後契約は行わない。 森林整備事務所分については、平成24年6月から29年5月までの5ヵ年の継続契約を見積り条件とした見積りに基づいて契約していた特命随意契約が、本年5月をもって終了となる。 これに伴い、現在、29年6月からの新たな契約を契約監理課による契約とすべく、準備を進めているところである。賃貸借と保守及び消耗品等の契約は1本にする予定である。 (契約管理課への要求手続済)	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 財産の管理に関する事務 ④ 土地・建物の管理を適正に行うべきもの ア 下水処理場等の敷地に関し，一部，他部局（みなと総局）の用地を使用しているが，その使用根拠を書類上確認できない事例があった。 部局の長は，公有財産を常に良好な状態で管理しなければならない，対象物件の内容（範囲，期間，条件等）を文書で明確にしておくことが必要である。（下水道河川部経営管理課） 他部局の用地を使用する場合，相手方と土地使用に関する根拠を文書（協定書，申出・承認等）で明確にするべきである。	ア 指摘を受けていたポートアイランド処理場敷地については，都市計画決定を変更（平成 27 年 12 月 7 日告示）して，みなと総局所管地を処理場敷地から除外するとともに，当該地を分筆（平成 28 年 8 月 15 日付）してみなと総局が自由に処分できるようにした。水リサイクルセンター敷地については，平成 28 年 4 月 1 日付でみなと総局と土地の無償使用協定を締結した。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
○ 意見 イ リスクの評価と対応関連 (7) 財務事務に関する規則制定について 本市では支出負担行為のほか過誤納金の戻出についても運用されているが、規則の定めがない。 予算管理や事務処理の明確化の観点から、規則に定めて遵守することを検討されたい。 (イ) 実行委員会について 本市では、実行委員会方式で事業が実施されているが、実行委員会の取扱に関する基準はない。全市に共通して標準とする基準を策定して運用されたい。	検討した結果、過誤納金の戻出について平成 29 年 4 月に会計規則を改正し、規定を追加した。支出負担行為の時期についても、基準の明確化に向けて、マニュアルに掲載する等、引き続き関係部署と協議していく。 本市職員が実行委員会等の事務局を担う場合は、準公金（外部団体现金）に該当し、準公金会計処理要綱に基づいた事務処理が必要となる点について、新たに開始届が提出された際や準公金研修の場で職員に周知している。 あわせて、外部団体现金の定義及び事務処理をより明確にするため、「現金取扱事務の手引（準公金編）」について、平成 29 年 5 月に一部改定を行った。	措置済 他の方法で対応